

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(千葉県担当部会)

令和8年1月23日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(千葉)(受)第2500075号
厚生局事案番号 : 関東信越(千葉)(国)第2500005号

第1 結論

昭和51年*月*日から同年*月*日までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和31年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和51年*月*日から同年*月*日まで

請求期間について、祖父が国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。しかしながら、請求期間について、国民年金に未加入の期間とされているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)は、国民年金手帳記号番号払出簿により、昭和52年10月3日に社会保険事務所(当時)からA郡B町(現在は、A郡C町)に払い出された記号番号の一つとして、請求者に払い出されていることが確認でき、請求者及び請求者の記号番号前後の被保険者に係るオンライン記録の資格記録により、請求者の国民年金の加入手続は同年10月頃に行われ、同年5月1日に遡って資格を取得したものと推認できることから、請求期間は、国民年金に未加入の期間であり、制度上、国民年金保険料の納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することができない。

また、請求者の主張のとおり請求期間に係る国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索の結果、請求者に別の記号番号が払い出された形跡はない。

さらに、請求者自身は、請求期間に係る国民年金の加入手続及び国民年金保険料納付に直接関与しておらず、その加入手続及び保険料納付を行ったとする請求者の祖父は既に亡くなっていることから、請求期間に係る国民年金の加入手続及び保険料納付の状況について不明である。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、ほかに請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。